

附属書六（第七章関係） 特定の約束に係る表及び最恵国待遇の免除に係る表

第一部（第七十二条、第七十三条、第七十四条、第七十五条関係） 特定の約束に係る表

A 日本国の特定の約束に係る表

注釈

1 分野ごとに行う特定の約束に記載するアルファベット及び括弧内の番号は、サービス分野分類表（千九百九十一年七月十日付けのガット事務局文書MTN・GNS・W・一二〇）及び暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）による。これらのアルファベット及び番号による分類は、特定の約束の記述の明確性を高めるために記載するものであり、特定の約束の一部を構成するものと解してはならない。

2 この特定の約束に係る表への記載は、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S/L/第九十二号）に従ったものである。ただし、当該指針は、法的拘束力を有するものと解してはならない。

3 この特定の約束に係る表に記載する(1)から(4)までのサービスの提供の様態は、それぞれ第七十一条(i)から(iv)までに規定するサービスの提供に対応する。

4 「約束しない。*」とは、技術的に可能でないため約束しないことをいう。第七十五条3の規定に基づき特定の分野又は小分野に「SS」を記載することは、「約束しない。*」と記載したサービスの提供の様態に関し、日本国がいかなる措置を維持し、又は採用することも妨げるものではない。

5 「SS*」とは、第七十五条3の規定が、第七十二条及び第七十三条の規定に基づいて特定の約束を行った分野又は小分野に関し、サービスの提供の様態(1)から(3)までについてのみ適用されることをいい、「SS*」とは、第七十五条3の規定が、第七十三条の規定に基づいて特定の約束を行った分野又は小分野に関し、サービスの提供の様態(4)についてのみ適用されることをいう。

6 個別の中央生産物分類番号に付された「**」とは、当該中央生産物分類番号の分野のための特定の約束が当該中央生産物分類番号の分野に含まれるサービスのすべての小分野には及ばないことを表す。

7 (a)航空旅客運送サービス、(b)航空貨物運送サービス及び(c)乗務員又は運転者を伴う航空機の賃貸サービスに影響を及ぼす措置は、運輸権に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を

及ぼす措置であり、第七章の規定が適用されないので、この特定の約束に係る表には含まれない。貨物運送代理店サービスに関する約束には、航空運送サービスによる貨物利用運送サービスを含めない。

8 この特定の約束に係る表において日本国の法令の名称に言及するときは、この協定が効力を生ずる時に おけるその改正を含むものとする。

分野ごとに行う特定の約束

分 野	1 実務サービス A 自由職業サービス (a) 日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス (八六一)	SS	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
		SS	(1) サービスは、自然人又は弁護士法人（注）が提供しなければならぬ。 注 日本国の法律による弁護士法人とは、日本国の法律により「弁護士」としての資格を有	(1) 制限しない。	

<p>する弁護士であり、かつ、弁護士法人の業務を執行する権利及び義務を有する一人以上の社員によつて構成されるものをいう。</p>	<p>業務上の拠点が必要である。</p>	<p>(2) サービスは、自然人又は弁護士法人が提供しなければならぬ。</p>	<p>業務上の拠点が必要である。</p>	<p>(3) サービスは、自然人又は弁護士法人が提供しなければならぬ。</p>	<p>(4) 業務上の拠点が必要である。</p>
		<p>(2) 制限しない。</p>		<p>(3) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p>

<p>(a) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス (八六一**)</p> <p>(a) 法律に関する法的な助言サービスには、次の事項を含まない。</p> <p>(i) 裁判所その他の官公署における法律上の手続についての法的な代理サービス及びその手続についての法的な文書の作成</p> <p>(ii) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地（以下この分野において「管轄地」といふ。）</p>	SS
<p>(1) サービスは、自然人が提供しなければならない。</p> <p>業務上の拠点が必要である。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) サービスは、自然人が提供しなければならない。</p> <p>(4) 業務上の拠点が必要である。</p>	<p>(1) サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国内に滞在することが必要である。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国内に滞在することが必要である。</p>
<p>(3) (a) 管轄地において効力を有し、又は有した国際法に関する業務は、認めらる。第三国の法律に関する業務は、各事案に関して、権限のある者（例えば、第三国において資格を有し、かつ、当該第三国の法律に関する業務に従事している弁護士）の書面による助言を受けることを条件として認める。日本国の法律に関する業務は、認めない。</p>	

の法律以外の法律に
関する法的な意見の
表明

(iii) 公正証書の作成の
嘱託についての法的
な代理サービス

(iv) 日本国内に所在す
る不動産に関する権
利又は工業所有権、
鉱業権その他の日本
国内の官公署への登
録により成立する権
利の得喪又は変更を
主な目的とする法律
事件についての活動
サービス提供者は、
(b) 親族関係若しくは相続
に関する法律事件で
あってその当事者とし
て日本国民が含まれる

(b) 「弁護士」との
共同事業は、認め
る。「弁護士」の
雇用は、認める。

(c) 事業体の名称の
使用については、
制限しない。ただ
し、当該名称に
「外国法事務弁護
士事務所」という
文言を付加しなけ
ればならない。
(d) 国際仲裁におけ
る代理を認める。

もの又は日本国内に所在する不動産に関する権利若しくは工業所有権、鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪若しくは変更を目的とする法律事件であつて当該目的が主たる目的ではないものについては、「弁護士」と共同し、又は「弁護士」の助言を受けることを必要とする。

サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービスの分野における特定の約束に関する注釈

サービス提供者は、法務大臣により「外国法事務弁護士」として承認を受け、かつ、日本弁護士連合会の登録を受けなければならない。

法務大臣が承認を与える条件は、次のとおりである。

<p>(a) 日本国の法律により「司法書士」としての資格を有する司法書士が提供する法律サービス (八六一**)</p>	SS
<p>(1) サービスは、自然人又は司法書士法人(注)が提供しなければならぬ。 注 日本国の法律による司法書士法人とは、日本国の法律により「司法書士」としての資格を有する司法書士であり、かつ、司法書士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって</p>	<p>(1) 制限しない。</p>

- (a) サービス提供者が管轄地において弁護士としての資格を有すること。
- (b) サービス提供者が管轄地において少なくとも三年間弁護士としての職務に従事したこと。
- (c) 「弁護士」に適用された場合に「弁護士」として不適格であると認められるような管轄地における欠格要件にサービス提供者が該当しないこと。
- (d) サービス提供者が誠実にその職務を遂行する意思を有すること。
- (e) サービス提供者が適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有すること。
- (f) サービス提供者が依頼者に与えた損害を賠償する能力を有すること。

<p>(a) 日本国の法律により「行政書士」としての資格を有する行政書士が提</p>	
<p>SS</p>	
<p>(1) サービスは、自然人又は行政書士法人（注）が提供しなければならない。</p>	<p>構成されるものをいう。</p> <p>(2) サービスは、自然人又は司法書士法人が提供しなければならない。</p> <p>業務上の拠点が必要である。</p> <p>(3) サービスは、自然人又は司法書士法人が提供しなければならない。</p> <p>(4) 業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>

供する法律サービス
(八六一**)

注 日本国の法律による
行政書士法人とは、日
本国の法律により「行
政書士」としての資格
を有する行政書士であ
り、かつ、行政書士法
人の業務を執行する権
利及び義務を有する二
人以上の社員によって
構成されるものをい
う。

業務上の拠点が必要であ
る。
(2) サービスは、自然人又は
行政書士法人が提供しな
ければならない。
業務上の拠点が必要であ
る。

(2) 制限しない。

<p>(a) 日本国の法律により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士が提供する法律サービス (八六一**)</p>	
SS	
<p>(1) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人（注）が提供しなければならぬ。 注 日本国の法律による社会保険労務士法人とは、日本国の法律により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士であり、かつ、社会保険労務士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員に</p>	<p>(3) サービスは、自然人又は行政書士法人が提供しなければならぬ。 (4) 業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>

<p>(a) 日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する。</p>	
<p>SS</p>	
<p>(1) サービスは、自然人又は特許業務法人（注）が提供しなければならない。</p>	<p>よって構成されるものをいう。</p> <p>業務上の拠点が必要である。</p> <p>(2) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人が提供しなければならない。</p> <p>業務上の拠点が必要である。</p> <p>(3) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人が提供しなければならない。</p> <p>(4) 業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>

る法律サービス
（八六一一九、八六一
二、八六一三、八六一
九）

注 日本国の法律による
特許業務法人とは、日
本国の法律により「弁
理士」としての資格を
有する弁理士であり、
かつ、特許業務法人の
業務を執行する権利及
び義務を有する二人以
上の社員によつて構成
されるものをいう。

特許業務法人について
は、業務上の拠点が必要で
ある。

(2) サービスは、自然人又は
特許業務法人が提供しな
ければならない。

特許業務法人について
は、業務上の拠点が必要で

(2) 制限しない。

<p>(a) 日本国の法律により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士が提供する法律サービス (八六一**)</p>	<p>(a) 日本国の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス (八六一**)</p>	
SS	SS	
<p>(1) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人(注)が提供しなければならない。 注 日本国の法律による土地家屋調査士法人と</p>	<p>(1) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (2) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (3) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (4) 制限しない。</p>	<p>ある。 (3) サービスは、自然人又は特許業務法人が提供しなければならない。 (4) 制限しない。</p>
(1) 制限しない。	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>

は、日本国の法律により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士であり、かつ、土地家屋調査士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によつて構成されるものをいう。

(2) 業務上の拠点が必要である。

(2) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人が提供しなければならない。

(3) 業務上の拠点が必要である。

(3) サービスは、自然人又は

(2) 制限しない。

(3) 制限しない。

<p>(b) 会計、監査及び簿記のサービス (八六二)</p>	
<p>SS</p>	
<p>(1) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人（注）が提供しなければならない。</p> <p>注 日本国の法律による監査法人とは、日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士であり、かつ、監査法人の業務を執行する権利及び義務を有する五人以上の</p>	<p>(4) 土地家屋調査士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p>

社員によって構成されるものをいう。

監査法人については、業務上の拠点が必要である。

(2) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人が提供しなければならぬ。

監査法人については、業務上の拠点が必要である。

(3) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は

(2) 制限しない。

(3) 制限しない。

<p>(c) 税務サービス (八六三)</p>	
<p>SS</p> <p>(1) 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人（注）が提供しなければならない。</p> <p>注 日本国の法律による税理士法人とは、日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士であり、かつ、税理士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。</p>	<p>(4) 監査法人が提供しなければならない。 制限しない。</p>

	<p>(2) 当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。</p> <p>(2) 税理士法に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければならぬ。</p> <p>当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。</p> <p>(3) 税理士法に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければならぬ。</p> <p>(4) 税理士法に規定する税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。</p>	<p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>	
--	--	---	--

<p>(d) (e) (g) 日本国の法律により「建築士」として</p>	<p>(d) (e) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有するサービス提供者又は「建築士」を使用するサービス提供者のみが提供することができる建築サービス (八六七二二、八六七二三、八六七二四(注)) (八六七二二、八六七二三、八六七二四(注)、八六七二五(注)、八六七二七(注)) 注 建築物の建築のために必要なサービス(建築後のサービスを除く。)に限る。</p>
<p>SS</p>	<p>SS</p>
<p>(2) (1) 制限しない(注)。 制限しない(注)。</p>	<p>(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>

<p>(e) エンジニアリング及び総合エンジニアリングのサービス (八六七二(注)、八六七三(注))</p> <p>注 建築サービス及び土木相談サービスを除く。</p>	<p>の資格を有しないサービス提供者又は「建築士」を使用しないサービス提供者が提供することができる建築サービス (八六七一、八六七二(注)、八六七四二(注))</p> <p>注 建築物の建築のために必要なサービスに限る。</p>
<p>SS</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(3) 制限しない。 (4) 制限しない(注)。 注 サービスが日本国の法律により「建築士」としての資格を有するサービス提供者又は「建築士」を使用するサービス提供者によって提供される場合には、業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>

<p>(g) 都市計画及び景観設計</p>	<p>(e) (g) F (e) F (m) 土木 相談サービス (八六七二一(注)、八 六七二四(注)、八六七 二七(注)、八六七二九 (注)) (八六七四一、八六七四 二(注)) (八六七六一(注)) (八六七五一(注)、八 六七五二(注)) 注 土木のために必要 なサービス(建築物 のためのエンジニア リングデザイン・ サービスを除く。) に限る。</p>
<p>SS</p>	<p>SS</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>

<p>(j) 助産師、看護師、理学療法士及び準医療従事者</p>	<p>(i) 獣医サービス (九三二)</p>	<p>(h) 医師及び歯科医師サービス (九三二)</p>	<p>サービス (八六七四(注)) 注 建築サービス及び土木相談サービスを除く。</p>
	<p>SS</p>		
<p>(2) (1) 約束しない。 制限しない。*</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。</p>	<p>(4) (3) (2) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>
<p>(2) (1) 約束しない。 制限しない。*</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。</p>	<p>(4) (3) (2) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>

<p>C 研究及び開発のサービス</p> <p>(a) 自然科学の研究及び開発のサービス (八五一)</p> <p>(b) 社会科学及び人文科学の研究及び開発のサービス</p>	<p>B 電子計算機サービス及び関連のサービス(航空運送のためのコンピュータ予約システムのサービスを除く。)</p> <p>(八四一、八四二、八四三、八四四、八四五、八四九)</p>	<p>により提供されるサービス (九三一九一)</p>
SS	SS	
<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>	<p>(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、 約束しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>	<p>(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、 約束しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>

<p>(a) 所有し、又は賃借する 不動産（日本国外にある もの）に係るサービス （八二一）</p>	<p>D 不動産に係るサービス (a) 所有し、又は賃借する 不動産（日本国内にある もの）に係るサービス （八二一）</p>	<p>ス （八五二） (c) 学際的な研究及び開発 のサービス （八五三）</p>
<p>SS</p>	<p>SS</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 業務上の拠点が必要であ る。 (2) 業務上の拠点が必要であ る。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要であ る。</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	

<p>E 運転者を伴わない賃貸サービス</p> <p>(a) 船舶(注)に関する運転者を伴わない賃貸サービス (八三一〇三)</p>	<p>(b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う不動産(日本国外にあるもの)に係るサービス (八二二)</p>	<p>(b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う不動産(日本国内にあるもの)に係るサービス (八二二)</p>
SS	SS	SS
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 内航船舶貸渡業については、外国為替及び外国貿易</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>

<p>(b) 航空機（注）に関する 運転者を伴わない賃貸</p>	<p>注 日本国の船籍を有する船舶の使用を通じてサービスを提供する場合には、当該船舶は、次のいずれかの者が所有しなければならぬ。</p> <p>(a) 日本国籍を有する自然人</p> <p>(b) 日本国の法律により設立された法人であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員が日本国籍を有するもの</p>
<p>(2) (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 法（昭和二十四年法律第二百二十八号）により、事前の届出が必要である。</p>

サービス

(八三一〇四)

注 日本航空機として登録された航空機の使用を通じてサービスを提供する場合に、当該航空機は、次のいずれかの者が所有しなければならぬ。

(a) 日本国籍を有する自然人

(b) 日本国の法律により設立された法人であつて、その代表者の全員及び役員のおよそ三分の二以上が日本国籍を有し、かつ、その議決権のおよそ三分の二以上を日本国籍を有する者が有する。

(4) (3)
制限しない。
約束しない。

(4) (3)
制限しない。
約束しない。

<p>(d) (e) 機械及び機器（運送機器を除く。）並びに個人及び家庭用品に関する運転者を伴わない賃貸サービス （八三一〇六・八三一〇九） （八三二二）</p>	<p>(c) 運送機器（船舶及び航空機を除く。）に関する運転者を伴わない賃貸サービス （八三一〇一、八三一〇二、八三一〇五）</p>	<p>上が日本国の者に よって占められて いるもの</p>
SS	SS	
<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	
<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	

(d) 経営相談に関連するサービス (八六六〇一、八六六〇九)	(c) 経営相談サービス (八六五)	(b) 市場調査及び世論調査のサービス (八六四)	F その他の実務サービス (a) 広告サービス (八七一)
SS	SS	SS	SS
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。

<p>(e) 計量法の対象となる次の技術試験及び分析サービス (八六七六**)</p> <p>(a) 特定計量器の定期検査のサービス</p> <p>(b) 特定計量器の検定のサービス</p> <p>(c) 計量証明事業(特定計量証明事業を含む。)</p> <p>(d) 計量証明に使用する特定計量器の検査の</p>	<p>(e) 製造業製品に係る技術試験及び分析サービス (計量法(平成四年法律第五十一号)の対象となるサービスを除く。)</p> <p>(八六七六**)</p>
SS	SS
<p>(1) 業務上の拠点が必要である。</p> <p>(2) 業務上の拠点が必要である。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 業務上の拠点が必要である。</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>
<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>

<p>(h) 鉱業に付随するサービス (八八三、五一一五)</p>	<p>(f) 農林業及び狩猟に付随するサービス (八八一)</p>	<p>サービス (e) 特定計量証明事業者に対する認定 (f) 計量器の校正等のサービス</p>
SS	SS	
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業法（昭和二十五年法律第二</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業法に従って提供しなければ</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4) 制限しない。</p>	

<p>(i) 製造業に付随するサービス (八八四**、八八五) (a) 航空機産業、火薬類 製造業、皮革及び皮革 製品製造業、武器産 業、宇宙開発産業並び に生物学的製剤製造業</p>	
<p>(3) (2) (1) とができる。 許可の数は、制限するこ とができる。</p>	<p>(4) 鉱業権又は租鉱権を必要 とするサービスは、日本国 の国民又は日本国の法律に より設立された法人が鉱業 法に従って提供しなければ ならない。</p>
<p>(3) (2) (1) である。 外国為替及び外国貿易法 により、事前の届出が必要 である。</p>	<p>(4) 鉱業権又は租鉱権を必要 とするサービスは、日本国 の国民又は日本国の法律に より設立された法人が鉱業 法に従って提供しなければ ならない。</p> <p>ならない。 外国為替及び外国貿易法 により、事前の届出が必要 である。</p>

<p>(b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う熱供給の託送サービス</p>	<p>(j) エネルギー流通に付随するサービス (八八七)</p> <p>(a) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う電気の託送サービス</p>	<p>(b) (a)に規定するサービス以外の製造業に付随するサービス</p>	<p>に関連するもの</p>
<p>SS</p>		<p>SS</p>	
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 約束しない。 とができる。</p> <p>(3) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *</p>	<p>(4) 約束しない。</p>
<p>(3) (2) (1) 外国為替及び外国貿易法 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 約束しない。 である。</p> <p>(3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *</p>	<p>(4) 約束しない。</p>

<p>(k) 次に掲げる職業以外のものについて日本国内において人員をあっせんするサービス（求職及び求人申込みに基づき求職者と求人者との間に雇用関係を成立させるためのサービスに限る。）</p> <p>(a) 港湾運送サービス</p> <p>(b) 建設工事</p> <p>(c) 労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの（現在定めていない。）</p> <p>（八七二〇一、八七二〇</p>	
<p>(1) 業務上の拠点が必要である。</p> <p>(2) 約束しない。*</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 業務上の拠点が必要である。</p>	<p>(4) 制限しない。</p>
<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 約束しない。*</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>	<p>(4) により、事前の届出が必要である。 制限しない。</p>

<p>(k) 次に掲げる業務以外のものについて日本国内（注）において人員を提供するサービス（サービス提供者が雇用する労働者を当該サービス提供者との間の雇用関係を維持しつつ、他の者の指揮の下に労働に従事させるために派遣するサービスに限る。）</p> <p>注 労働者については、企業内の転任を通じて日本国外から派遣してはならない。</p> <p>(a) 港湾運送サービス</p> <p>(b) 建設工事</p>	<p>二)</p>
<p>(1) 業務上の拠点が必要である。</p> <p>(2) 約束しない。*</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 業務上の拠点が必要である。</p>	
<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 約束しない。*</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>	

<p>(1) 警備業 (八七三。ただし、八七三〇一を除く。)</p>	<p>(1) 調査サービス (八七三〇一)</p>	<p>(c) 警備 (d) あらかじめ労働政策審議会の意見を聴いた上で政令で定める業務 (例えば、医療関係業務) 九 (八七二〇三、八七二〇九)</p>
<p>SS*</p>	<p>SS</p>	
<p>(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	

<p>(m) 科学及び技術に関連する相談サービス（石油、石油製品、ガス及び鉱物に関連するサービス） （注） （八六七五、八六七五） 注 鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサービスを</p>	<p>(m) 科学及び技術に関連する相談サービス（石油、石油製品、ガス、鉱物及び測量に関連するサービスを除く。） （八六七五、八六七五）</p>	
	SS	
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	(4) 約束しない。
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	(4) 約束しない。

<p>(m) 日本国内の土地の測量サービス (八六七五三、八六七五四)</p>	<p>除く。</p>
<p>SS</p>	
<p>(1) 基本測量(注1)又は公共測量(注2)の測量成果を使用することなく実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。</p> <p>注1 「基本測量」とは、すべての測量の基礎となる測量で、国土交通省国土地理院の行うものをいう。</p> <p>注2 「公共測量」とは、基本測量以外の測量のうち、局地的測量及び高度の精度</p>	
	<p>(1) 制限しない。</p>

<p>を必要としない測量を除くほか、その費用の一部又は全部を国又は公共団体が負担し、又は補助して実施するものをいう。</p>	<p>(2) 基本測量又は公共測量の測量成果を使用することなく実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。</p>	<p>(3) 制限しない。 (4) 基本測量又は公共測量の測量成果を使用することなく実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量につ</p>
<p>(2) 制限しない。</p>	<p>(3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	

(p) 写真サービス	(o) 建築物の清掃サービス (八七四〇一、八七四〇二、八七四〇三、八七四〇九)	(n) 機器（船舶、航空機その他の運送機器を除く）の保守及び修理 (六三三、八八六一・八六六)	(m) 日本国外の土地の測量サービス (八六七五三、八六七五四)	
SS	SS	SS	SS	
(1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	<p> については、業務上の拠点が必要である。 </p>
(1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	

(t) 信用調査のサービス	(s) 会議サービス (八七九〇九)	(r) 印刷及び出版のサービス (八八四四二)	(q) こん包サービス (八七六)	(八七五)
SS	SS	SS	SS	
(1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) 制限しない。 制限しない。 制限しない。
(1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) 制限しない。 制限しない。 制限しない。

<p>(b) 法律事件に係る法律業務を構成するもの (注) 注 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）に規定する債権以外の債権を譲り受け</p>	<p>(t) 回収代行のサービス (八七九〇二**) (a) 法律事件に係る法律業務を構成しないもの</p>	<p>(八七九〇一)</p>
SS	SS	
<p>(1) サービスは、自然人 (注)、弁護士法人又は債権管理回収業に関する特別措置法に基づき設立された法人が提供しなければなら ない。 注 この分野における「自然人」とは、日本の法律により「弁護士</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>

(t) 複写のサービス	(t) 電話応答のサービス (八七九〇三)	て回収する場合を除く。
SS	SS	
(1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) 業務上の拠点が必要である。 しななければならない。 ぎ設立された法人が提供 業に関する特別措置法に基 護士法人又は債権管理回収 サービスは、自然人、弁 業務上の拠点が必要である。 「士」としての資格を有 する弁護士をいう。
(1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) 制限しない。 (3) (2) 制限しない。 制限しない。

(t) 貿易見本市及び 展覧会	(t) 専門デザイン・サ ビス (八七九〇七)	(t) 郵送先名簿の編 集及び 郵便物の発送の サービス (八七九〇六)	(t) 翻訳及び通訳の サ ビス (八七九〇五)	(八七九〇四)
SS	SS	SS	SS	
(1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) 制限しない。 制限しない。 制限しない。
(1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) 制限しない。 制限しない。 制限しない。

<p>2 通信サービス</p> <p>B クリーエ・サービス(注)</p> <p>注 クリーエ・サービスの提供者は、関係する形態の運送サービスに係る許可又は登録の要件に従わなければならない。信書の送達(特定信書便事業によって</p>	<p>(t) エネルギー製造業に付随するサービス(熱供給業及び石油産業に関連するもの)</p>	<p>の開催に係るサービス (八七九〇九)</p>
	SS	
	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p>
	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p>

提供されるものを含む。）以外のクーリエ・サービスの分野における日本国の約束は、運送サービスの分野に記載する。

〔11 運送サービス〕
参照)

特定信書便事業によって提供される信書の送達のサービス

特定信書便事業とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）に定める次のいずれかの信書便物に係る信書の送達のサービスを提供する事業をいう。

SS

(4) (3) (2) (1)
制限しない。
制限しない。
制限しない。
制限しない。

(4) (3) (2) (1)
制限しない。
制限しない。
制限しない。
制限しない。

<p>C 電気通信サービス 基本電気通信サービス (a) 音声電話サービス (七五二一) (b) パケット交換データ伝送サービス (七五二三**)</p>	<p>(a) その長さ、幅及び厚さの合計が九十センチメートルを超え、又はその重量が四キログラムを超える信書便物 (b) 差し出された時から三時間以内に送達される信書便物 (c) その料金の額が千円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超える信書便物</p>
<p>SS</p>	
<p>(3) (2) (1) 日本電信電話株式会社 (注) への直接的又は間接的な外国資本の参加の割合は、三分の一未満でなければ、</p>	
<p>(3) (2) (1) 日本電信電話株式会社及びその地域会社の取締役及び監査役は、日本の国籍を有しなければならない。</p>	
<p>日本国は、次に定める追加的な約束を履行する。</p>	

<p>日本国の追加的な約束 適用範囲</p> <p>この文書は、基本電気通信サービスの規制の枠組みに関する定義及び原則について定める。</p> <p>定義</p> <p>(a) 「電気通信」とは、電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。</p> <p>(b) 「公衆電気通信の伝送サービス」とは、日本国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求している電</p>	<p>(c) 回線交換データ伝送サービス (七五二三***)</p> <p>(d) テレックス・サービス (七五二三***)</p> <p>(f) ファクシミリ・サービス (七五二一***、七五二九***)</p> <p>(g) 専用回線サービス (七五二二***、七五二三***)</p> <p>(o) その他</p>	<p>(4) ばならない。 注 日本電信電話株式会社は、その地域会社の発行済株式の総数を保有していなければならぬ。 ない。 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p>	
--	--	--	-------------------	--

電気通信の伝送サービスをいう。当該伝送サービスには、特に、顧客が提供する情報を二以上の地点の間で、当該情報の形態又は内容の終端における変更を伴わずに、実時間で伝送することを典型的に行う電信、電話、テレックス及びデータ伝送を含む。

(c) 「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤をいう。

(d) 「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は伝送サービスに係る設備をいう。

(i) 単一又は限られた数のサービス提供者によって専ら又は主として提供されていること。

(ii) サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。

(e) 「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、基本電気通信サービスの関連する市場において価格及び供給に関する参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者をいう。

(i) 不可欠な設備の管理

(ii) 当該市場における自己の地位の利用

(f) 「電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者」とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者をいう。

(g) 「電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する者」とは、(f)の電気通信事業者以外の電気通信事業者をいう。

1 競争条件の確保のためのセーフガード

1.1 電気通信における反競争的行為の防止

単独又は共同で主要なサービス提供者であるサービス提供者が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適切な措置を維持する。

1.2 セーフガード

1.1の反競争的行為には、特に次の行為を含む。

- (a) 反競争的な内部相互補助を行うこと又は不当な競争を生ぜしめるような態様でサービスの価格を決定すること。
- (b) 電気通信サービスを提供するに当たり、特定の者に対して不当な差別を行うこと。
- (c) 競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。
- (d) 不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であつて他のサービス提供者がサービスを提供するために必要なものを当該他のサービス提供者が適時に利用することができるようにしないこと。

2 相互接続

2.1 確保すべき相互接続

日本国の法令の範囲内で、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者その他の電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者又は電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する者との間の相互接続を確保する。

2.2 主要なサービス提供者との相互接続

主要なサービス提供者が伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供することを確保する。主要なサービス提供者が提供する相互接続は、次の要件を満たすものとする。

- (a) 差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づき、自己の同種のサービス、提携していないサービス提供者の同種のサービス又は自己の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに提供する品質よりも不利でない品質によって提供されること。
- (b) サービス提供者がそのサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対して当該サービス提供者が支払を必要がないように十分に細分化された（注）、透明性のある、かつ、経済的実行可能性に照らして合理

的な条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づいて適時に提供されること。

注 「十分に細分化された」伝送網の構成部分又は設備の条件及び料金には、細分化された加入者回線（回線の共用を含む。）のものを含む。

(c) 要請がある場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供されること。

2.3 コロケーション等

主要なサービス提供者の不可欠な設備と円滑に相互接続するための実際的又は実行可能な代替方法がない場合において、物理的に可能なときは、主要なサービス提供者が、自己と相互接続する他のサービス提供者に対して次のいずれかのことを認めることを確保する。

(a) 主要なサービス提供者の建物内に、相互接続に不可欠な設備であつて、当該他のサービス提供者のものを設置すること。

(b) 主要なサービス提供者の建物内、とつ道、管路又は電柱に、相互接続に不可欠な回線設備であつて、当該他のサービス提供者のものを設置すること。

2.4 認可された接続約款による相互接続

主要なサービス提供者が、適切な規制当局の認可を受けるため、接続約款の申請を行うことを確保する。接続約款は、1 に定める原則に合致するものとし、主要なサービス提供者が他のサービス提供者と相互接続する際の料金及び条件に関する記述を含む。接続約款には、少なくとも次の事項を含める。

(a) 相互接続に関連するサービスの一覧及び内容、当該サービスの提供に係る条件、運営上及び技術上の条件並びに当該サービスの請求及び提供を行う場合の手續又は手順

(b) 相互接続に関連するすべてのサービスごとの原価に照らした料金の一覧。 主要なサービス提供者は、実行可能な場合には、経済上の将来増分費用に基づく確立された算定方式を使用することが要求される。

(c) 相互接続の請求の日から接続が開始される日までの標準的期間であつて、明確に定められ、及び妥当なもの
(d) 提出される相互接続に関する協定の有効期間を定めるときは、その期間

2.5 2.2から2.4までの規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみ適用する。

2.6 相互接続に関する交渉のための手続の公の利用可能性

主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続を公に利用可能なものとするのを確保する。

2.7 相互接続に関する取決めの透明性

主要なサービス提供者が、相互接続に関する協定又は接続約款を公に利用可能なものとするのを確保する。

2.8 相互接続に関する紛争解決

主要なサービス提供者との相互接続を請求しているサービス提供者は、相互接続の適当と認められる条件及び料金があらかじめ設定されていない場合には、これらに係る紛争を合理的な期間内に解決するために、次のいずれかの時期に、独立した国内機関（5に規定する規制機関を含む。）に申し立てることができるものとする。

(a) 随時

(b) 公に周知された合理的な期間の経過後

3 ユニバーサル・サービス

日本国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスを提供する義務の内容を定める権利を有する。この義務の内容は、反競争的とはみなされない。ただし、透明性のある、差別的でない及び競争中立的な態様で履行され、かつ、日本国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要である以上に大きな負担とならないことを条件とする。

<p>(e) 電報サービス (七五二二)</p>	SS	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>4 免許基準の公の利用可能性</p> <p>(a) 免許が必要とされる場合においては、次の事項を公に利用可能なものとする。</p> <p>(i) すべての免許基準及び免許申請に係る決定を行うため通常必要とされる期間</p> <p>(ii) 個別の免許の条件</p> <p>(b) 免許を拒否した理由は、請求があるときは、申請者に通知する。</p> <p>5 独立の規制機関</p> <p>規制機関は、いかなる電気通信サービスの提供者からも分離され、かつ、いかなる電気通信サービスの提供者に対しても責任を負わない。規制機関が行う決定及び規制機関が用いる手続は、市場のすべての参加者について公平でなければならぬ。</p> <p>6 希少な資源の分配及び利用</p> <p>希少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用に係るいかなる手続も、客観的な、透明性のある、かつ、差別的でない態様で適時に実施する。分配された周波数帯の現状は、公に利用可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を公に利用可能なものとする場合は、要求されない。</p>
<p>付加価値サービス</p>	SS	<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。</p>	<p>4 免許基準の公の利用可能性</p> <p>(a) 免許が必要とされる場合においては、次の事項を公に利用可能なものとする。</p> <p>(i) すべての免許基準及び免許申請に係る決定を行うため通常必要とされる期間</p> <p>(ii) 個別の免許の条件</p> <p>(b) 免許を拒否した理由は、請求があるときは、申請者に通知する。</p> <p>5 独立の規制機関</p> <p>規制機関は、いかなる電気通信サービスの提供者からも分離され、かつ、いかなる電気通信サービスの提供者に対しても責任を負わない。規制機関が行う決定及び規制機関が用いる手続は、市場のすべての参加者について公平でなければならぬ。</p> <p>6 希少な資源の分配及び利用</p> <p>希少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用に係るいかなる手続も、客観的な、透明性のある、かつ、差別的でない態様で適時に実施する。分配された周波数帯の現状は、公に利用可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を公に利用可能なものとする場合は、要求されない。</p>

-
- (h) 電子メール・サービス
(七五二三***)
 - (i) ボイスメール・サービス
(七五二三***)
 - (j) 情報及びデータベース
のオンラインでの検索
サービス
(七五二三***)
 - (k) 電子データ交換（EDI）サービス
(七五二三***)
 - (l) 高度ファクシミリ及び
付加価値ファクシミリ
のサービス（蓄積及び
転送並びに蓄積及び
検索を含む。）
(七五二三***)
 - (m) コード及びプロトコ
ルの変換サービス
-

- (2) 制限しない。
 - (3) 日本電信電話株式会
社（注）への直接的又は間
接的な外国資本の参加の割合
は、三分の一未満でなけれ
ばならない。
注 日本電信電話株式会
社は、その地域会社の
発行済株式の総数を保
有していなければなら
ない。
 - (4) 制限しない。
-

- (2) 制限しない。
 - (3) 日本電信電話株式会
社及びその地域会社の取締役
及び監査役は、日本国の国籍
を有しなければならない。
 - (4) 制限しない。
-

<p>(c) ラジオ及びテレビのサービス (九六一三)</p>	<p>(b) 映画の映写サービス (九六一二)</p>	<p>D (a) 音響・映像サービスの制作及び配給のサービス (九六一一)</p>	<p>(n) 情報又はデータのオンラインでの処理サービス (取引の処理を含む) (八四三**) (o) その他</p>
	SS	SS	
<p>(3) (2) (1) 約 制 約 束 限 束 し 不 し 不 な い じ な い 。<!-- 。</ 。</</p--> </p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制 制 制 制 限 限 限 限 し 不 不 不 不 な い じ な い じ な い 。<!-- 。</ 。</ 。</</p--> </p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制 制 制 制 限 限 限 限 し 不 不 不 不 な い じ な い じ な い 。<!-- 。</ 。</ 。</</p--> </p>	
<p>(3) (2) (1) 約 制 約 束 限 束 し 不 し 不 な い じ な い 。<!-- 。</ 。</</p--> </p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制 制 制 制 限 限 限 限 し 不 不 不 不 な い じ な い じ な い 。<!-- 。</ 。</ 。</</p--> </p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制 制 制 制 限 限 限 限 し 不 不 不 不 な い じ な い じ な い 。<!-- 。</ 。</ 。</</p--> </p>	

<p>3 建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス</p> <p>A 建築物に係る総合建設工事 (五一二)</p> <p>B 土木に係る総合建設工事 (五一三)</p> <p>C 設置及び組立工事</p>	<p>(e) 録音サービス</p>	<p>(d) ラジオ及びテレビの放送サービス (七五二四)</p>	
	SS		
	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 約束しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。</p>	(4) 約束しない。
	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 約束しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。</p>	(4) 約束しない。

<p>4 流通サービス</p> <p>A 問屋サービス (六二一、六一一一、六一三〇、六二二二〇)</p> <p>B 卸売サービス (六二二、六一一一、六一三〇、六二二二〇)</p> <p>C 小売サービス (六三一、六三三、六一一</p>	<p>(五一四、五一六)</p> <p>D 建築物の仕上工事 (五一七)</p> <p>E その他 (五一一、五一五、五一八)</p> <p>これらのサービスで鉱業に関連しないもの</p>
	<p>(4) (3) (2) (1)</p> <p>約 制 制 約 束 限 し 限 し 束 し 不 不 不 不 な い。 い。 い。 し な い。 * な い。</p>
	<p>(4) (3) (2) (1)</p> <p>約 制 制 約 束 限 し 限 し 束 し 不 不 不 不 な い。 い。 い。 し な い。 * な い。</p>

一二、六一一三〇、六一二
一〇)

D
フランチャイズ・サービ
ス

(八九二九)

これらのサービスで、

(a) 石油及び石油製品並び
にアルコール飲料に関連
するサービス並びに公共
卸売市場(注)において
提供されるサービス以外
のもの

注 公共卸売市場と
は、国又は地方の政
府の認可に基づき生
鮮食料品(野菜、果
物、海産物、肉類そ
の他日常の用に供す
る食料品を含む。)
又は花の問屋及び卸

SS

(4) (3) (2) (1)
制限しない。
制限しない。
制限しない。
制限しない。

(4) (3) (2) (1)
制限しない。
制限しない。
制限しない。
制限しない。

<p>(c) アルコール飲料に関連するもの</p>	<p>(b) 石油及び石油製品に関連するもの</p>	<p>売のサービスのために設置される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の前記の物品の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。</p>
<p>SS</p>	<p>SS</p>	
<p>(3) (2) (1) サービス提供者に付与する制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。</p>	

<p>(d) 公共卸売市場において提供されるもの</p>	
<p>SS</p>	
<p>(4) サービス提供者に付与する許可の数は、制限すること 提供しなければならない。 法律第三十五号）に従って 卸売市場法（昭和四十六年 律により設立された法人が るサービスは、日本国の法 中央公共卸売市場におけ</p> <p>(3) サービス提供者に付与する許可の数は、制限すること ができる。</p> <p>(2) 約束しない。*</p> <p>(1) 約束しない。*</p>	<p>る免許の数は、制限すること ができる。</p> <p>(4) サービス提供者に付与する る免許の数は、制限すること ができる。</p>
<p>(4) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p>

<p>(b) 熱供給の卸売及び小売サービス</p>	<p>E その他 (a) 自動車両用燃料の小売サービス (六一三)</p>	
<p>SS</p>	<p>SS</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>とができる。 中央公共卸売市場におけるサービスは、日本国の法律により設立された法人が卸売市場法に従って提供しなければならない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4) 制限しない。</p>	

<p>初等教育サービスであつて学校教育として提供されるもの（注1）（注2）（九二二一〇**、九二一九）</p> <p>注1 日本国において学校教育として提供されるこれらの</p>	<p>5 教育サービス</p> <p>A 初等教育サービス</p> <p>保育所が提供する就学前教育サービス（九二二一〇**）</p> <p>保育サービス（九三三二一）</p>	
	SS**	
<p>注 「学校法人」とは、日本国の法律に基づき教育サービスを提供する目的で設立される法</p> <p>(1) 約束しない。</p> <p>(2) 約束しない。</p> <p>(3) 学校教育機関は、学校法人（注）が設置しなければならぬ。</p>	<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>	(4) 制限しない。
<p>(1) 約束しない。</p> <p>(2) 約束しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>	(4) である。制限しない。

教育サービスは、学校教育機関が提供する。「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。

注2 いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位

(4) 人であつて、営利目的でないものをいう。
約束しない。

(4) 約束しない。

<p style="text-align: center;">B 中等教育サービスであつて学校教育として提供されるもの（注1）（注2）（九二二一、九二二二、九二二三）</p> <p>注1 日本国において学校教育として提供されるこれらの教育サービスは、学校教育機関が提供する。</p> <p>「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学</p>	<p>その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。</p>
<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 学校教育機関は、学校法人が設置しなければならぬ。</p> <p>(2) 約束しない。</p> <p>(1) 約束しない。</p>	
<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 約束しない。</p> <p>(1) 約束しない。</p>	

<p>C 高等教育サービス（注 1）（注2） （九二三一、九二三九） 注1 日本国において学</p>	<p>校、盲学校、聾学 校、養護学校及び幼 稚園をいう。 注2 いかなる提供の態 様による市場アクセ ス及び内国民待遇に 係る特定の約束も、 日本国の法律に基づ く学校教育機関、専 修学校及び各種学校 における単位、学位 その他の資格証明の 承認について適用さ れるものと解しては ならない。</p>
<p>SS</p>	
<p>(3) (2) (1) 人が設置しなければなら な (3) 学校 (2) 教育 (1) 機関 は、 学校 法</p>	
<p>(3) (2) (1) 制限 しない。 制限 しない。 制限 しない。</p>	

校教育として提供されるこれらの教育サービスは、学校教育機関が提供する。

「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。

注2 いかなる提供の様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位

(4) い。
制限しない。

(4) 制限しない。

<p>その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。</p> <p>D 成人教育サービス（注1）（注2）（九二四）</p> <p>E その他の教育サービス（注1）（注2）（九二九）</p> <p>注1 いかなる提供の様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の</p>	
SS	
	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>
	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>

承認について適用されるものと解してはならない。

注2 学校教育機関は、学校法人が設置しなければならぬ。専修学校及び各種学校は、学校法人が設置することを求められる場合がある。学校教育機関は、学校教育を提供するとともに、学校教育以外の教育サービスを提供することができる。専修学校及び各種学校は、学校教育以外の教育サービスのみを提供する。

6 環境サービス			
A 汚水サービス (九四〇一)	B 廃棄物処理サービス (九四〇二)	C 衛生サービス及びこれに 類似するサービス (九四〇三)	D その他 排気ガス処理サービス (九四〇四) 騒音除去サービス
SS	SS	SS	SS
(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。

<p>(九四〇五) 自然及び景観の保護 サービス (九四〇六) その他の環境保護サ ビス (九四〇九)</p>	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	
<p>7 金融サービス</p> <p>この特定の約束に係る表の適用上、サービス貿易一般協定の日本国の約束表（世界貿易機関文書GATS/SC/四六/補足三）に含まれる「金融サービスに係る約束に関する了解」（以下「了解」という。）は、この特定の約束に係る表に含まれ、かつ、その一部を構成するものとする。</p> <p>日本国は、第七章、附属書五及び了解の規定に従い、金融サービスに関して特定の約束を行う。</p> <p>日本国は、附属書五第二節1の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このこととの関連において、証券会社は、日本国の関係法に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。</p> <p>金融サービスの分野に係る特定の約束に関し、サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくフィリピンの区域内で日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第七十一条(t)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると</p>			

認める。

A 保険及び保険関連のサービス

SS*

第七十一条(t)(i)及び(ii)に規定するサービスの提供に関して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解のB3及び4の規定に基づきこの分野において第七十二条から第七十四条までの規定及び附属書五の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解のB3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。

(1) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が

(1) 制限しない。

必要である。

(a) 日本国内で運送される
貨物

(b) 国際海上運送に使用さ
れない日本国の船籍の船
舶

日本国において保険仲介
サービスを行う場合には、
業務上の拠点が必要であ
る。

(2) 次に掲げるもの及びこれ
らのものから生ずる責任に
係る保険契約については、
原則として業務上の拠点が
必要である。

(a) 日本国内で運送される
貨物

(b) 国際海上運送に使用さ
れない日本国の船籍の船

(2) 制限しない。

<p>B 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）</p>	
<p>SS*</p>	
<p>第七十一条(t)(i)及び(ii)に規定するサービスの提供に関して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解のB3及び4の規定に基づきこの</p>	<p>船舶</p> <p>日本国において保険仲介サービスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。</p> <p>(3) 制限しない（注）。</p> <p>注 保険仲介サービスは、日本国において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができる。</p> <p>(4) 約束しない。</p>
	<p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>

<p>8 健康に関連するサービス及び 社会事業サービス A 病院サービス</p>	
<p>SS**</p>	
<p>(1) 約束しない。 *</p>	<p>分野において第七十二条から第七十四条までの規定及び附属書五の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解のB3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。</p> <p>(1) 投資一任契約に係るサービスについては、業務上の拠点が必要である。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 *</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>

<p>病院サービス以外の居住型の健康施設のサービス (九三一九三)</p>	<p>B その他人に関する健康サービス 救急車において行われる医療サービス (九三一九二)</p>	<p>(九三一一)</p>
<p>SS**</p>	<p>SS**</p>	
<p>(1) 約束しない。* (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 制限しない。</p>

<p>9 観光サービス及び旅行に 連するサービス A ホテル及び飲食店のサ ービス ホテル及び飲食店の サービス(仕出しサービ</p>	<p>C 社会事業サービス(保育 サービスを除く。) (九三三。ただし、九三三 二一を除く。)</p>	<p>安全な血液製剤の安定 供給の確保等に関する法 律(昭和三十一年法律第 百六十号)に規定する採 血サービス (九三一九九)</p>
SS	SS**	SS**
<p>(2) (1) 制限しない。 * 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に 関し制限がないことを 除くほか、 * 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。 * 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に 関し制限がないことを 除くほか、 * 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>

10 娯楽、文化及びスポーツの	C 観光客の案内サービス (七四七二)	B 旅行業サービス (七四七一)	仕出しサービス (六四二三)	スを除く。 (六四一 六四三。ただし、六四二三を除く。)
	SS	SS	SS	
	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) 制限しない。 制限しない。
	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) 制限しない。 制限しない。

歴史的な遺跡及び建造	<p>C 図書館、記録保管所及び博物館のサービスその他の文化サービス</p> <p>図書館及び記録保管所のサービス (九六三一一、九六三一二)</p>	<p>B 通信社サービス (九六二)</p>	<p>サービス</p> <p>A 興行サービス(演劇、生演奏及びサーカスのサービスを含む。) (九六一九)</p>
SS	SS	SS	SS
(1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。
(1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。

<p>その他の娯楽のサービス (他の分野に分類され)</p>	<p>D スポーツその他の娯楽のサービス スポーツに係るサービス (九六四一) 遊園地及び海水浴場のサービス (九六四九一)</p>	<p>その他の文化サービス (九六三三)</p>	<p>物の保存サービスを含む 博物館サービス (九六三二)</p>
SS	SS	SS	
<p>(2) (1) 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>

<p>ているものを除く。) (九六四九九)</p>	<p>11 運送サービス A 海上運送サービス(補助的なサービスを除く。) (a) 国際海上運送サービス(旅客及び貨物の運送サービスを含む。) (七二二一、七二二二)</p>
<p>(3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>SS (1) (a) 定期船貨物の運送については、制限しない(注)。 (b) ばら積み貨物の運送その他の外航海運(旅客運送を含む。)については、制限しない(注)。 注 日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによって不利益な取扱いを受けている場合において、対抗上</p>
<p>(3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) (a) 定期船貨物の運送については、制限しない(注)。 (b) ばら積み貨物の運送その他の外航海運(旅客運送を含む。)については、制限しない(注)。 注 日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによって不利益な取扱いを受けている場合において、対抗上</p>
	<p>次のサービスは、国際海上運送提供者に対し、合理的かつ差別的でない条件で利用可能となる。 (a) 水先サービス (b) 押し船及び引き船のサービス (c) 食料供給、給油及び給水のサービス (d) ごみ収集及び廃棄物処理のサービス</p>

(2)

制限しない。

の措置をとる旨の事
前の通告にもかかわらず、当該不利益な
取扱いが引き続き行
われ、当該日本国の
船舶運航事業者の利
益が著しく害されて
いるときは、對抗上
の措置として、当該
外国の船舶運航事業
者に対して、一定の
期間、次の事項を制
限し、又は禁止する
ことができる。

(a) 日本国の港への
入港

(b) 日本国の港にお
ける貨物の積み
又は取卸し

(2)

制限しない。

の措置をとる旨の事
前の通告にもかかわらず、当該不利益な
取扱いが引き続き行
われ、当該日本国の
船舶運航事業者の利
益が著しく害されて
いるときは、對抗上
の措置として、当該
外国の船舶運航事業
者に対して、一定の
期間、次の事項を制
限し、又は禁止する
ことができる。

(a) 日本国の港への
入港

(b) 日本国の港にお
ける貨物の積み
又は取卸し

- (e) ポートキャプテ
ン・サービス
- (f) 航行補助サービ
ス
- (g) 陸岸において行
うサービスであつ
て、船舶の運航に
不可欠なもの（通
信、給水及び電気
の供給を含む。）
- (h) 応急の修理サー
ビス
- (i) びよう泊及び係
留のサービス
-

(3)
(a)

日本国の船籍を有する船舶の運航を目的とする登録会社の設立については、制限しない。ただし、船舶について日本国の船籍を取得するには、国籍要件（注）を満たす必要がある。

注 この分野において

「国籍要件」とは、

船舶を次のいずれかの者が所有しなければならぬことをいう。

(a) 日本国籍を有する自然人

(b) 日本国の法律によつて設立された法人であつて、その代表者の全員及

(3)
(a)

日本国の船籍を有する船舶の運航を目的とする登録会社の設立については、制限しない。ただし、船舶について日本国の船籍を取得するには、国籍要件（注）を満たす必要がある。

注 この分野において

「国籍要件」とは、

船舶を次のいずれかの者が所有しなければならぬことをいう。

(a) 日本国籍を有する自然人

(b) 日本国の法律によつて設立された法人であつて、その代表者の全員及

び業務を執行する
役員の三分の二以
上が日本国籍を有
するもの

(b) 国際海上運送サービス
を提供するためのその他
の形態の業務上の拠点
（海上運送サービス（補
助的なサービスを含む。）
の分野における特定の約
束に関する注釈1に定義
するもの）については、
制限しない。

(4) (a) 船員については、日本
国の法人により雇用され
た外国人は、関連の通達
に掲げる者を除くほか、
日本国の船籍を有する船
舶において働くことはで
きない。

び業務を執行する
役員の三分の二以
上が日本国籍を有
するもの

(b) 国際海上運送サービス
を提供するためのその他
の形態の業務上の拠点
（海上運送サービス（補
助的なサービスを含む。）
の分野における特定の約
束に関する注釈1に定義
するもの）については、
制限しない。

(4) (a) 船員については、日本
国の法人により雇用され
た外国人は、関連の通達
に掲げる者を除くほか、
日本国の船籍を有する船
舶において働くことはで
きない。

<p>A 海上運送サービス（補助的なサービスに限る。）</p> <p>(d) 船舶の保守及び修理 （八八六八*）</p>	<p>(c) 乗組員を伴う船舶（日本の船舶を有する船舶を除く。）の賃貸 （七二二三）</p>	
SS	SS	
<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 一定の規模を超える船舶の製造又は修理に利用することのできるドック又は船台の設置又は拡張は、経済上の需要を考慮しなければならぬ。</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>	<p>(b) (3)(b)に規定する業務上の拠点との関連で雇用されている幹部については、制限しない。</p>
<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>	<p>(b) (3)(b)に規定する業務上の拠点との関連で雇用されている幹部については、制限しない。</p>

<p>(e) 押し船及び引き船のサービス (七二一四)</p>	<p>(f) 引揚げその他の救助サービス、給水サービス、給油サービス及びごみ収集サービス (七四五四、七四五九)</p>	<p>海上貨物取扱サービス (海上運送サービス(補助的なサービスを含む。))の分野における特定の約束に関する注釈2に定義するもの</p>	
SS	SS	SS	
<p>(4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	
<p>(注)。 制限することができる</p> <p>(3) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	

<p>コンテナ・ステーション及びデポ・サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野</p>	
<p>SS</p>	
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 日本政府が指定する港においては、サービス提供</p>	<p>注 公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができる。 (4) 日本政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる（注）。</p> <p>注 公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができる。</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p>

海上運送の代理店サービス	<p>における特定の約束に関する注釈3に定義するもの</p>
SS	
(1) 制限しない。	<p>(4) 者に付与する免許の数は、制限することができる</p> <p>(注)。</p> <p>注 公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができる。</p> <p>(4) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる</p> <p>(注)。</p> <p>注 公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができる。</p>
(1) 制限しない。	<p>(4) 制限しない。</p>

<p>ス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈4に定義するもの）</p>	<p>海上貨物利用運送サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈5に定義するもの）</p>
<p>SS</p>	<p>SS</p>
<p>(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 業務上の拠点が必要である。 公正な事業活動が確保されない場合には、貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）に従って、事業の許可を与えず、又は政府による登録を行わない。 (2) 制限しない。 (3) 公正な事業活動が確保されない場合には、貨物利用運送事業法に従って、事業の許可を与えず、又は政府</p>
<p>(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 公正な事業活動が確保されない場合には、貨物利用運送事業法に従って、事業の許可を与えず、又は政府による登録を行わない。 (2) 制限しない。 (3) 公正な事業活動が確保されない場合には、貨物利用運送事業法に従って、事業の許可を与えず、又は政府</p>

	<p>(4) による登録を行わない。 業務上の拠点が必要である。</p> <p>公正な事業活動が確保されない場合には、貨物利用 運送事業法に従って、事業 の許可を与えず、又は政府 による登録を行わない。</p>	
	<p>(4) による登録を行わない。 公正な事業活動が確保されない場合には、貨物利用 運送事業法に従って、事業 の許可を与えず、又は政府 による登録を行わない。</p>	

海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈

道路運送サービス、鉄道運送サービス、内陸水路における運送サービス及び関連補助サービスのすべてがこの特定の約束に係る表に含まれていないという事実にかかわらず、複合運送の事業者（注1）は、貨物の内陸における取扱いのため、トラック、鉄道貨車若しくははしけ及びこれらの関連設備を賃借することができるか、又は複合運送の事業を行うため、合理的なかつ差別的でない条件（注2）で、これらの形態の複合運送にアクセスし、及びこれを利用することができる。

注1 「複合運送の事業者」とは、その名において、船荷証券、複合運送の書類又は物品の複合運送の契約を証明するその他の書類を発行し、かつ、当該契約により当該運送について責任を負う者をいう。

注2 「合理的なかつ差別的でない条件」とは、複合運送の事業については、複合運送の事業者が貨物を運送するための措置を適時に（後から入港した貨物に優先して取り扱われることを含む。）とることができることをいう。

定義

1 「国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点」とは、フィリピンの国際海上運送サービス提供者が、海上運送が主要な部分を占める運送サービスを一部又は一貫した形で自らの顧客に提供するために必要なすべての活動を日本国で行うことができるものをいう。ただし、このことは、第七十一条(t)(i)に基づいて提供するサービスについて行われる特定の約束をいかなる形においても制限するものと解してはならない。

これらの活動には、次のものを含むが、これらに限られない。

(a) 顧客と直接に連絡を取ることによって海上運送及び関連サービスのマーケティング及び販売（見積りから仕入書の作成までの活動を含む。）を行うこと（サービス提供者自らが行うもの又はサービス提供者と業務上の取決めを確立している他のサービス提供者が行うものに限る。）。

(b) 自らの取引のために、顧客の代理として又は顧客に再販するために国内運送サービス及び関連サービス（一貫したサービスの提供に必要なすべての態様の内陸運送サービス、特に、内陸水路における運送サービス、道路運送サービス及び鉄道運送サービスを含み、航空運送サービスを含まない。）を入手すること。

(c) 運送される物品の原産地及び性質に関連する運送関係の書類、税関関係の書類その他の書類を準備すること。

(d) 何らかの手段（コンピュータ情報システム及び電子データ交換を含む。）により業務上の情報を提供すること（ただし、サービス貿易一般協定電気通信に関する附属書の規定に従うことを条件とする。）。

(e) 日本国において設立された海上運送代理店との間で、業務上の取決め（企業への資本の参加を含む。）を確立すること及び日本国において人員を採用すること（ただし、外国の人員の場合には、第九章（自然人の移動）に定める約束に従うことを条件とする。）。

(f) 船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。

2 「海上貨物取扱サービス」とは、港湾運送会社が行う活動（ターミナルオペレーターの活動を含み、港湾労働者の集団が港湾運送又はターミナルオペレーターの会社から独立して組織されている場合の港湾労働者による直接の活動を含まな

- い。をいう。当該活動には、次の事項を計画し、及び管理することを含む。
- (a) 貨物の船舶への積み込み又は船舶からの取卸し
- (b) 貨物の固縛又は固縛の解除
- (c) 積み込み前又は取卸し後の貨物の受取又は引渡し及び保管
- 3 「コンテナ・ステーション及びデポ・サービス」とは、港頭地区又は内陸部のいずれかにおいて、バン詰め、バン出し、補修及び船積み可能な状態にすることを目的として、コンテナを保管する活動をいう。
- 4 「海上運送の代理店サービス」とは、次のことを目的として、特定の地理的区域において、一又は二以上の海運会社の営業上の権利を代理する活動をいう。
- (a) 見積りから仕入書の作成までの海上運送サービス及び関連サービスのマーケティング及び販売を行うこと、海運会社に代わって船荷証券を発行すること、必要な関連サービスを手入れし、及び再販すること、書類を準備すること並びに業務上の情報を提供すること。
- (b) 船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。
- 5 「海上貨物利用運送サービス」とは、運送サービス及び関連サービスの入手、書類の準備並びに業務上の情報の提供を通じて、荷主に代わって輸送活動を組織し、及び監視する活動をいう。海上貨物利用運送サービスには、その名において、船荷証券又は物品の運送の契約を証明するその他の書類を発行し、かつ、当該契約により当該運送について責任を負う者が提供するものを含む。

B 内陸水路における運送サービス	SS	(1) 約束しない。*	(1) 約束しない。*	
(d) 船舶の保守及び修理				

<p>(f) 引揚げその他の救助サービス、給水サービス、給油サービス及びごみ収集サービス (七四五四、七四五九)</p>	<p>(e) 押し船及び引き船のサービス (七二二四)</p>	<p>(八八六八*)</p>
<p>SS</p>	<p>SS</p>	
<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。*</p>	<p>(4) (3) (2) 制限しない。 一定の規模を超える船舶の製造又は修理に利用することのできるドック又は船台の設置又は拡張は、経済上の需要を考慮しなければならぬ。 制限しない。</p>
<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。*</p>	<p>(4) (3) (2) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>

D 宇宙運送 (七三三)	(e) 第七十一条(c)に定義する コンピュータ予約システムの サービスの	(e) 第七十一条(k)に定義する 航空運送サービスの販 売及びマーケティング	C 航空運送サービス (d) 第七十一条(a)に定義する 航空機の修理及び保守 のサービス
	SS	SS	SS
(2) (1) 制限しない。 約束しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 サービス提供者に付与する 許可の数は、制限することが できる。 制限しない。
(2) (1) 制限しない。 約束しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *

(c) 押し列車及び引き列車 のサービス	(b) 貨物運送 (七一一二)	E (a) 鉄道運送サービス 旅客運送 (七一一一)	
SS	SS	SS	
(2) (1) 制限しない。 * 約束しない。 *	(4) 制限しない。 (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *	(4) 制限しない。 (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *	(4) (3) 約束しない。 約束しない。
(2) (1) 制限しない。 * 約束しない。 *	(4) 制限しない。 (3) (2) (1) 制限しない。 約束しない。 * 外国為替及び外国貿易法 により、事前の届出が必要 である。	(4) 制限しない。 (3) (2) (1) 制限しない。 約束しない。 * 外国為替及び外国貿易法 により、事前の届出が必要 である。	(4) (3) 約束しない。 約束しない。

<p>(e) 鉄道運送サービスの支援サービス (七四三)</p>	<p>(d) 鉄道運送機器に関する運転者を伴う賃貸</p>	<p>(d) 鉄道運送機器の保守及び修理のサービス (八八六八**)</p>	<p>(七一三)</p>
<p>SS</p>	<p>SS</p>	<p>SS</p>	
<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>
<p>(4) 制限しない。 により、事前の届出が必要である。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。 外国為替及び外国貿易法</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>

<p>(b) 貨物運送 (七二二三)</p>	<p>F 道路運送サービス (a) 旅客運送 (七二二二一、七二二二二、七二二二三、七二二二四、七二二三二)</p>
<p>SS</p>	<p>SS</p>
<p>(3) (2) (1) サービス提供者の数、 制限しない。 * 約束しない。 *</p>	<p>(3) (2) (1) サービス提供者の数、 サービスの産出量は、暫定的な かつ無差別の原則に基づいて 制限することができる。 (4) サービス提供者の数、 サービス事業の数又はサービスの 産出量は、暫定的な かつ無差別の原則に基づいて 制限することができる。 業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 * 約束しない。 *</p>	<p>(3) (2) (1) 外国為替及び外国貿易法 により、事前の届出が必要 である。 (4) 制限しない。</p>

<p>(d) 道路運送機器の保守及び修理のサービス</p>	<p>(c) 運転者を伴う商業用車両の賃貸 (七二二四)</p>	
<p>SS</p>	<p>SS</p>	
<p>(2) (1) 制限しない。 * 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>サービス事業の数又はサービスの産出量は、暫定的なかつ無差別の原則に基づいて制限することができる。 (4) サービス提供者の数、サービス事業の数又はサービスの産出量は、暫定的なかつ無差別の原則に基づいて制限することができる。 業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。 * 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p>

<p>G パイプライン輸送 (a) 燃料の輸送 (七―三一) (a) 報酬を受け、又は契 約に基づいて行う天然</p>	<p>(e) 道路運送サービスの支 援サービス (七四四)</p>	<p>(六一―二、八八六七)</p>
	SS	
<p>(2) (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 自動車道事業のサービス 提供者に付与する免許の数 は、制限することができ る。 (3) (2) (1) 制限しない。 自動車道事業のサービス 提供者に付与する免許の数 は、制限することができ る。</p>	<p>(4) (3) 制限しない。 業務上の拠点が必要であ る。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) 制限しない。 制限しない。</p>

<p>H すべての形態の運送の補助的なサービス</p> <p>(a) 貨物取扱サービス（海上運送サービスに関連するサービスを除く。）</p>	<p>(b) 燃料以外の物品の輸送サービス (七一三九)</p>	<p>(b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う石油の輸送サービス</p>	<p>ガスの輸送サービス</p>
SS	SS	SS	
<p>(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(3) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができない。 (4) 約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4) 約束しない。</p>

<p>(c) 貨物運送代理店サービス（海上貨物利用運送サービスに関連するサービスを除く。） （七四八）</p>	<p>(b) 石油及び石油製品に関連する倉庫サービス （七四二）</p>	<p>(b) 倉庫サービス（石油及び石油製品に関連するサービスを除く。） （七四二）</p>	<p>（七四一）</p>
SS	SS	SS	
<p>(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p>

(フィリピンの特定の約束に係る表は省略)

<p>12 いずれの分野にも含まれないその他のサービス (九五、九七、九八、九九) 家事支援サービス(社会 事業サービスに分類されて いるサービスを除く。)</p>	<p>(d) 通関業サービス(日本 国の税関に関連するも の)</p>
	<p>SS</p>
<p>(4) 約束しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 業務上の拠点が必要であ る。 (3) 制限しない。 (2) 業務上の拠点が必要であ る。 (1) 業務上の拠点が必要であ る。</p>
<p>(4) 約束しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>

第二部（第七十六条関係） 最恵国待遇の免除に係る表

A 日本国の最恵国待遇の免除に係る表

分野	第七十六条の規定に適合しない措置の概要	免除の期間	免除の必要性を生じさせている状況（注）
海上貨物利用運送サービス	<p>海上貨物利用運送サービス（複合運送サービス（注）に関連するサービスを含む。）を提供するための営業許可又は政府による登録は、公正な事業活動が確保されない場合には、認められない。</p> <p>注 「複合運送サービス」とは、国際海上運送と道路運送又は鉄道運送との組合せによる貨物運送サービスで</p>	<p>この措置の廃止は、貿易の自由化に関する将来の交渉の結果に従って検討される。</p>	<p>注 この欄の記述は、明瞭性のため、この欄の記述は、明瞭性のための情報であり、約束の一部を構成するものではない。</p> <p>注 フィリピンにおいて、海上貨物利用運送サービス（複合運送サービスに関連するサービスを含む。）を提供するための十分なアクセスが日本の者に与えられることを確保する必要がある。</p>

	<p>国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。）</p>
<p>あつて、複合運送の事業者（日本国の特定の約束に係る表における海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈に定義するもの）が宅配の形で提供するものをいう。</p>	<p>日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによって不利益な取扱いを受けている場合において、対抗上の措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されているときは、対抗上の措置として、当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。</p> <p>(a) 日本国の港への入港</p> <p>(b) 日本国の港における貨物の積込み又</p>
	<p>この措置の廃止は、貿易の自由化に関する将来の交渉の結果に従って検討される。</p>
	<p>日本国の船舶運航事業者がフィリピンにおいて不利益な取扱いを受けないことを確保する必要がある。</p>

<p>漁業に関連するサービス</p>	<p>エネルギー・サービス</p>	
<p>(e) 漁業に使用される他の船舶への補給 (d) 漁獲物及びその製品の輸送 (c) 漁獲物の保蔵及び加工 (b) 集魚 (a) 水産資源の採取を伴わない調査</p> <p>日本国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における次の活動を含む漁業に関連するサービスの提供について、第三国のサービス提供者に対して特恵的な待遇を与えることができる。</p>	<p>電気業、ガス業及び原子力産業に係るサービスの提供（第七十一条(t)(iii)の規定に基づいて提供するサービスを除く。）について、第三国のサービス提供者に対して特恵的な待遇を与えることができる。</p>	<p>は取卸し</p>
<p>無期限</p>	<p>無期限</p>	
<p>漁業資源の保存及び管理を確保する必要がある。</p>	<p>効率的かつ安定的なエネルギーの供給を確保する必要がある。</p>	

(フィリピンの最恵国待遇の免除に係る表は省略)